

新	旧
投資信託受益権および外国投資信託受益証券に係る業務については、以下の投資信託総合取引規定に基づき適切に処理するものとする。 投資信託総合取引規定 第 1 条 （省 略） 第 6 条 第 6 条の 2（指定口座の管理） <u>お客様は、第 6 条の指定口座（その貯金口座が 2021 年 10 月 1 日以降に開設された場合の貯金口座をいいます。以下この条について同じ。）について、未利用口座（普通貯金規定に定める貯金口座をいいます。）として、手数料徴収および解約の対象とならないように管理するものとします。</u> <u>2 指定口座が未利用口座となった場合は、お客様は、速やかに未利用口座となる状態を解消するか、未利用口座ではない他の貯金口座を指定口座として新たに指定しなければなりません。</u> <u>3 お客様が前 2 項の手続を取らず、指定口座が同口座の規定に基づいて解約されたことによつて生じた損害について、当組合は責任を負いません。</u> （以下省略）	投資信託受益権および外国投資信託受益証券に係る業務については、以下の投資信託総合取引規定に基づき適切に処理するものとする。 投資信託総合取引規定 第 1 条 （同 左） 第 6 条 <u>（追 加）</u> （同 左）